

令和 4 年第 1 回市議会（定例会）  
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 6）

堺 市



# 目 次

	頁
議案第 40 号 堺市おでかけ応援利用者証条例の一部を改正する条例……………	3
議案第 41 号 堺市消防手数料条例の一部を改正する条例……………	7
議案第 42 号 損害賠償の額の決定について……………	9



令和4年第1回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和4年2月14日

堺市長 永藤英機

議案第 40 号 堺市おでかけ応援利用者証条例の一部を改正する条例

議案第 41 号 堺市消防手数料条例の一部を改正する条例

議案第 42 号 損害賠償の額の決定について



## 堺市おでかけ応援利用者証条例の 一部を改正する条例

堺市おでかけ応援利用者証条例（平成26年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（交付対象者）

第2条 利用者証の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 本市の区域内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記載されている者（以下「住基台帳登録者」という。）であって、70歳以上のもの
- (2) 次のいずれかに該当する住基台帳登録者であって、65歳以上70歳未満のもの
  - ア 当該住基台帳登録者及びその者と同一の世帯に属する全ての者（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）について、次条第1項の規定による申請のあった日の属する年の前年（当該日の属する月が1月から5月までである場合にあっては、前々年）の所得に係る市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。）の均等割が課されていない者
  - イ アに掲げる者に準ずると市長が認める者

第8条中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、利用者証の使用を停止することが適当と市長が認める場合

第9条第1号中「が交付又は再交付され」を「の交付又は再交付がされ」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後の日をその使用の始期とするおでかけ応援利用者証について適用し、この条例の施行の日前の日をその使用の始期とするおでかけ応援利用者証については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 令和5年4月1日から令和14年3月31日までの間において、次の表の左欄に掲げる者に対するこの条例による改正後の第2条の規定の適用については、同条中「70歳」とあるのは、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和33年4月1日以前に生まれた者	65歳
昭和33年4月2日から昭和34年4月1日までの間に生まれた者	66歳
昭和34年4月2日から昭和35年4月1日までの間に生まれた者	67歳
昭和35年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた者	68歳
昭和36年4月2日から昭和37年4月1日までの間に生まれた者	69歳

## 堺市おでかけ応援利用者証条例の 一部改正について

### 1 改正の趣旨

平成16年度から実施しているおでかけ応援制度について、昨今の高齢者を取り巻く環境の変化等を踏まえ、制度対象者及びその年齢について見直しを行うこととし、所要の改正等を行うものであること。

### 2 施行期日

令和5年4月1日から施行するものであること。



## 堺市消防手数料条例の一部を改正する条例

堺市消防手数料条例（平成20年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第1号中「地中タンク）」を「地中タンクをいう。）」に改める。

別表第4の4の項中「当該申請」を「当該認定の申請」に、「110,000円」を「98,000円」に改め、同表の6の項中「17,000円」を「15,000円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 堺市消防手数料条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正を踏まえ、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく保安確保機器に関する認定及び貯蔵施設又は特定供給設備に関する変更の許可に係る手数料について見直しを行うこととし、所要の改正等を行うものであること。

### 2 施行期日

令和4年4月1日から施行するものであること。

## 損害賠償の額の決定について

堺市教育文化センター指定管理者に対する新型コロナウイルス感染症の影響による施設利用キャンセル対応に係る損害賠償の額について、次のとおり定める。

- 1 損害賠償の額 金 1,435,756 円
  
- 2 損害賠償の相手方 東京都港区芝三丁目 23 番 1 号  
堺市教育文化センター指定管理者  
JTB コミュニケーションデザイングループ  
代表構成団体 JTB コミュニケーションデザイン  
代表取締役 古野 浩樹

## 損害賠償の額の決定について

指定管理者制度導入施設における利用料金について、緊急事態宣言の発出等に伴う対応として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由に利用者が施設利用をキャンセルする場合、利用料金は徴収せず、既納の利用料金を全額還付する対応を行っており、還付した利用料金は、本市が指定管理者に補填している。

堺市教育文化センターにおいて、緊急事態宣言発出期間外である令和3年3月8日から同月31日までの施設利用について、本市が指定管理者である相手方に対して誤って補填対象期間であると伝えたため、相手方が利用者によるこの期間の利用料金の還付を行い、相手方に損害を与えたものである。

相手方が損害を被った金1,435,756円を相手方への損害賠償の額とするものである。

令和4年第1回市議会（定例会）  
付議案件綴及び同説明資料綴（その6）

---

令和4年2月 発行

**編集・発行** 堺市財政局財政部資金課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
Tel 072-233-1101  
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

---

配架資料番号  
1-B2-21-0083